

## 65歳以上のみなさまへ

# ～ 平成30年度から介護保険料が変わります ～

介護保険制度は、住み慣れた地域でいつまでも健やかに暮らせるように、また、介護が必要な状態となっても、安心して自立した生活を送れるように、社会全体で支えていくしくみとなっています。

その財源の一部である介護保険料は、3年を1期として町が策定する介護保険事業計画に基づいて、見直されることとなっています。

今回、第7期にあたる平成30年度から平成32年度までの、介護保険料の基準月額が第6期と比較して660円減額した**5,900円**に決まりました。

介護保険事業計画の期間	基準月額	基準年額
第7期（平成30年度から平成32年度まで）	5,900円	70,800円
(参考) 第6期（平成27年度から平成29年度まで）	6,560円	78,720円

所得段階別の保険料額は次のとおりです。

所得段階	対象者	保険料率	年間保険料
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者、町民税世帯非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準年額×0.45	31,860円
第2段階	町民税世帯非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	基準年額×0.75	53,100円
第3段階	町民税世帯非課税で年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	基準年額×0.75	53,100円
第4段階	町民税課税世帯のうち本人非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額を合計した額が80万円以下の方	基準年額×0.90	63,720円
第5段階	町民税課税世帯のうち本人非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額を合計した額が80万円を超える方	基準年額×1.00	70,800円
第6段階	町民税本人課税者（合計所得金額120万円未満）	基準年額×1.20	84,960円
第7段階	町民税本人課税者 （合計所得金額120万円以上200万円未満）	基準年額×1.30	92,040円
第8段階	町民税本人課税者 （合計所得金額200万円以上300万円未満）	基準年額×1.50	106,200円
第9段階	町民税本人課税者（合計所得金額300万円以上）	基準年額×1.70	120,360円

介護保険料を引き上げる要因が多くあった中、基準月額660円の減額を実現できたのは、地域住民みなさまの自助努力による、介護予防の推進と重度化防止であると考えられます。その結果、第6期の期間中は要介護認定率が減少し、それに伴い介護保険に必要な費用も右肩下がりに減少していきました。

しかし、今後も高齢化率は上昇していく見込みとなっています。団塊の世代が75歳以上となり医療や介護の需要が増大すると予測される平成37年を見据え、第7期においても町独自の地域包括ケアシステム早期実現のために、地域住民みなさまと協働して「自助」「互助」を推進していくための各種施策を展開していきます。

各世帯に配布している「第7期玉東町老人福祉計画・介護保険事業計画概要版」は、介護保険料のほか、町の高齢化の現状や重点施策についてまとめたものになります。ぜひご一読ください。

問い合わせ先

介護保険料の支払いに関すること…税務課  
介護保険の各施策等に関すること…保健介護課

☎85-3184  
☎85-6557